

# 大空町いじめ防止基本方針

平成28年3月

大空町

# 目 次

## はじめに

### 第1章 いじめ防止等の基本的な方向

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 いじめの態様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 いじめに対する基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 いじめの防止等に関する基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (1) いじめの未然防止
  - (2) いじめの早期発見
  - (3) いじめの早期対応・早期解決
  - (4) 家庭や地域との連携
  - (5) 関係機関との連携

### 第2章 いじめ防止等のための対策の内容

- 1 町や教育委員会が実施する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (1) 「町基本方針」の策定、点検、見直し
  - (2) 「大空町いじめ対策委員会」の設置
  - (3) 「大空町いじめ再調査委員会」の設置
  - (4) いじめの防止のための方策
  - (5) いじめを早期に発見するための方策
  - (6) いじめに対処するための方策
  - (7) 関係機関との連携
- 2 学校が実施する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (1) いじめ問題に関する基本理念
  - (2) 未然防止、早期発見・解決のための取組
  - (3) 関係する児童生徒への対応
  - (4) 家庭との連携
  - (5) 関係機関との連携

### 第3章 重大事態への対処

- 1 重大事態の意味・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 教育委員会又は学校による対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (1) 重大事態の発生の報告
  - (2) 事実関係を明確にするための調査
  - (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供及び支援
  - (4) 町長への報告
- 3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置・・・・・・・・・・ 9
  - (1) 再調査
  - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

### 第4章 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・ 10

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

大空町においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分に認識の上、その防止と対策に当たってきたところです。

国は、いじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備するため、平成25年6月にいじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）を制定しました。

児童生徒は、豊かな人間性が育まれるように、思いやりの心が満ちあふれる環境の中で育てていかななくてはなりません。

すべての児童生徒が、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめに対して、未然に防止し、早期に発見し、適切に対処していくことが重要です。

こうしたことに取り組んでいくため、大空町は、「法」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「大空町いじめ防止基本方針」（以下、「町基本方針」という。）としてまとめ、ここに策定しました。

# 第1章 いじめ防止等の基本的な方向

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。大空町では、いじめ防止等の対策に取り組むにあたり、次のことを旨として行います。

- 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として対策に取り組みます。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として取り組みます。
- いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識して、町や教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行います。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「法」第2条第1項より）

いじめの定義は、「法」第2条においてこのように規定されており、大空町はこれを踏まえて次のように取り組みます。

- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、児童生徒の周辺の状況等を踏まえ客観的に判断し、対応を行います。
- インターネットを通じたいじめなど、児童生徒本人が気づかない中で誹謗中傷が行われ、本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応を行います。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童生徒の生命などに関わる重大な被害が生じるようなものもあることから、早期に警察に相談・通報するなど警察と連携した対応を行います。

### 3 いじめの態様

具体的ないじめの態様には、次のようなものがあげられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 4 いじめに対する基本認識

いじめに対しては、次のような基本認識をもって問題に向き合い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする必要があります。

- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こり得るものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得ます。
- いじめは、児童生徒だけの問題ではなく、他人の弱みを笑いものにしたり、人と違うことを差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係などの様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、被害者と加害者との関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」といわれる周囲の児童生徒によって深刻化します。
- いじめは、いじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立つことが大切です。

### 5 いじめの防止等に関する基本的考え方

町や教育委員会、学校は、いじめの特徴を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期解決」に適切に取り組みます。学校の内外を問わず、児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を進めます。

#### (1) いじめの未然防止

- いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となり、継続的に取り組むことが必要です。
- 「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える人間関係を養います。また、児童生徒がいじめの防止等に主体的に行動し、いじめを生まない雰囲気づくりに自ら取り組む活動を推進します。

- いじめの背景にあるストレスなど様々な要因に着目して改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育てます。また、全ての児童生徒が、集団の中で自分自身が大切な存在であることに気づき、自己有用感や充実感を感じられるような学校づくりに努めます。
- いじめを防止することの重要性についての普及啓発を行い、家庭、地域と一体となった取組を推進します。

## (2) いじめの早期発見

- いじめは、大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりします。全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。
- ささいな兆候が見られた場合にも早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要です。
- 定期的なアンケート調査等によって常に児童生徒の状況を把握するとともに、困った時に相談しやすい体制を整えることが重要です。
- 家庭や地域と連携して児童生徒を見守ることが大切です。

## (3) いじめの早期対応・早期解決

- いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。
- いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導します。
- いじめが認知された場合には、速やかに組織的に対応します。学校は、家庭や教育委員会への連絡や連携を行い、事案に応じては、関係機関と連携します。

## (4) 家庭や地域との連携

- 社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域とが連携し、いじめの問題についての対策の推進に取り組みます。

## (5) 関係機関との連携

- いじめ問題への対応においては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要です。例えば、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめや、福祉的な対応が必要となるいじめなど、各機関と速やかに連携を図る必要があります。そのため、平素から関係機関との情報共有に努めることが重要です。

## 第2章 いじめ防止等のための対策の内容

### 1 町や教育委員会が実施する施策

#### (1) 「町基本方針」の策定、点検、見直し

この「町基本方針」におけるいじめ防止等のための対策が、実効的で地域に即したものであるとして適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行います。

#### (2) 「大空町いじめ対策委員会」の設置

「町基本方針」に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、いじめの重大事態への対処や同種の事態の発生を防止するため、教育委員会に「大空町いじめ対策委員会」を設置します。構成員は、教育長、生涯学習課長、指導主事、教育相談員、役場福祉課職員のほか教育長が必要と認める者とし、事務局を生涯学習課に置きます。

#### (3) 「大空町いじめ再調査委員会」の設置

法第30条に基づく再調査を行う組織として、町に「大空町いじめ再調査委員会」を設置します。構成員は、町長、副町長、総務課長、福祉課長、住民福祉課長のほか、町長が再調査のため必要と認める者とし、事務局を総務課に置きます。

#### (4) いじめの防止のための方策

- 児童生徒及び保護者等に対し、いじめの理解を促す啓発活動を行います。
- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会との連携を円滑に行えるよう、必要な支援を行います。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や体験活動などを充実させ、豊かな心と感性を育み、社会性や規範意識、思いやりの心などを育成する教育を推進します。
- インターネットを通じて行われるいじめの未然防止を図り、問題となる情報を発見した場合には、学校と連携して適切な対応を行います。また、児童生徒及び保護者に対し、発達段階に応じたインターネット利用の在り方や家庭でのルール作りなどについて、啓発活動を行います。

#### (5) いじめを早期に発見するための方策

- 児童生徒、保護者、教職員及び地域住民がいじめに関する相談を効果的に行うことができるよう、教育相談員を配置し、いじめの早期発見や被害者の心のケアに努める教育相談体制を整備します。
- 学校が実施する児童生徒に対する「いじめに関するアンケート調査」の取りまとめを行い、実態の把握に努めます。
- 教育相談員は、月1回、各学校を訪問し、児童生徒の欠席の状況やいじめ、不登校、問題行動等の聞き取り調査を行います。早期に対応が必要な事例について、学校と協議を行います。

## (6) いじめに対処するための方策

- 各学校がいじめを認知した場合は、速やかに「児童生徒指導報告書」による報告を求めます。
- 学校からいじめの報告を受けた場合は、学校と教育委員会の連携のもと、調査等を行います。なお、重大事態と認識された場合は第3章にて対処します。
- いじめを受けた児童生徒を含むすべての児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、必要と認める場合は、いじめを行った児童生徒や保護者の理解のもと学習場所・活動場所を変更した指導や、学校教育法に基づく出席停止などにより対処します。
- いじめを受けた児童生徒を含むすべての児童生徒が、安心して教育が受けられなくなり、欠席が続く等の場合は、児童生徒や保護者の理解のもと登校に向けた指導、及び計画的・組織的な支援を行います。

## (7) 関係機関との連携

- 関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との情報共有を図るなど、連携強化に努めます。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍しない場合でも、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を推進します。
- 「大空町青少年問題協議会」と連携し、青少年の健全育成やいじめ防止等について情報共有に努めます。

## 2 学校が実施する施策

### (1) いじめ問題に関する基本理念

いじめの防止等のための対応に係る基本となる事項を次のように定め、児童生徒がお互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を行い、児童生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進します。

- いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることから、児童生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり、いじめと認識しながらこれを放置したりすることがないようにするため、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、保護者その他の関係者との連携を図り、いじめ問題の克服を目指すこと。



○いじめは決して許されないことであるが、どの学校でもどの児童生徒にも起こり得ることから、いじめを受けている児童生徒に非はないという認識に立ちつつ、緊張感を持ち迅速に対応すること。

## (2) 未然防止、早期発見・解決のための取組

学校は、「法」第13条の規定に基づき学校のいじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）を策定します。また、組織的な対応を行うため、「法」第22条の規定に基づき、いじめ防止等の対策のための組織（以下、「いじめ防止等対策委員会」という。）を設置します。構成員は、教職員（校長・教頭・生徒指導担当・養護教諭・担任等）に役場福祉課職員、教育委員会職員、教育相談員等を加えます。

### ① 未然防止

- ア 教育相談体制の充実
- イ 校内体制の確立
- ウ いじめ根絶に向けた児童生徒が主体となった運動の実施
- エ 各種通信（学校だより、学年通信、学級通信等）による啓発
- オ 関係機関（児童相談所、法務局、警察、電話会社等）の協力による講演の実施
- カ 日常の教育活動（授業、道徳教育、特別活動等）を通じた豊かな心の育成
- キ 保護者との密接な連携による状況把握・情報共有

### ② 早期発見・解決

- ア 校内研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換
- イ 日常的な家庭との連携・協力関係の構築
- ウ いじめアンケートの実施（最低年2回）及び生徒理解ツールの活用
- エ 心配な様子が見られる児童生徒に対しての個人面談の実施（アンケートや生徒理解ツール結果の活用）
- オ 校内巡視等によるきめ細かな児童生徒観察
- カ いじめがあったことが確認された場合は、必要に応じ各学校の「いじめ防止等対策委員会」を開催し、解決に当たる。

## (3) 関係する児童生徒への対応

学校は、いじめに関係した児童生徒に対し、次のように適切な支援や指導に取り組めます。

### ① 関係児童生徒に対する迅速な事実確認(状況の正確な把握・確認)

### ② 関係児童生徒への支援・指導

- ア いじめを受けている児童生徒に対する支援
  - ・ 共感的な理解
  - ・ 安心できる環境の確保
  - ・ 長期的な相談支援

- イ いじめを行った児童生徒に対する指導
- ・相手の苦しみを理解させる指導
  - ・自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
  - ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
  - ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導
- なお、必要に応じて、出席停止による指導及び関係機関（児童相談所・警察）との連携を行う。

- ウ 観衆や傍観者となった児童生徒に対する指導
- ・いじめを受けている児童生徒の苦しみを理解させる指導
  - ・いじめをはやし立てたり、黙認したりする意識について見つめ直す指導
  - ・いじめを受けている児童生徒を助けることは、いじめを行っている児童生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導

なお、関係児童生徒の個人情報については、その取り扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行います。

#### （４）家庭との連携

学校は、いじめに関係した児童生徒の保護者に対し、情報の提供及び、支援・助言を適切に行います。

- ① いじめを受けた児童生徒家庭に対して
  - ア 事実を迅速に伝える。
  - イ 保護者の心情や要望を十分に受け止め、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。
- ② いじめを行った児童生徒の家庭に対して
  - ア 事実を迅速に伝える。
  - イ いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。
- ③ 全ての保護者に対して
  - ア いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が、事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者説明会を開催することとする。

なお、家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取り扱いに十分留意し、適切に行います。

#### （５）関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれることから、これらについては、早期に警察に相談・通報の上、連携した対応を行います。

## 第3章 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査にあたることとします。

### 2 教育委員会又は学校による対処

#### (1) 重大事態の発生の報告

重大事態が発生した場合、学校は、各学校の「いじめ防止等対策委員会」が主体となって速やかに対処するとともに、直ちに教育委員会へ報告します。教育委員会は、個々の状況を十分把握したうえで、速やかに町長に報告します。

また、教育委員会は、北海道教育委員会へ報告するとともに、必要に応じ、支援を要請します。

#### (2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、教育委員会又は学校で行います。調査の実施主体については、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

##### ① 学校が主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、学校に常設する各学校の「いじめ防止等対策委員会」が主体となって実施します。外部から必要な人材の参加を求める等、調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

学校が主体となる場合であっても、教育委員会は、必要に応じて学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

##### ② 教育委員会が主体となる場合

次のいずれかに該当するときは、教育委員会において調査を実施します。

- 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果が得られないと教育委員会が判断した場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

教育委員会が調査を行うと判断した場合、「大空町いじめ対策委員会」で調査を実施します。

なお、教育委員会自ら調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、北海道教育委員会に必要な協力を要請します。

### (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供及び支援

学校又は教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供を行います。

これらの情報提供を行うに当たっては、児童生徒や保護者への支援に努めるとともに、個人のプライバシーに十分配慮し、丁寧な説明を行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

### (4) 町長への報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、教育委員会を通じ、また、教育委員会が実施した調査結果は、直接町長に報告します。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることができます。

## 3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

### (1) 再調査

報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「大空町いじめ再調査委員会」で調査を実施します。

調査組織の構成員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）に要請し、当該調査の公平性・中立性を保つよう努めます。再調査についても、町は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、調査結果を説明します。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

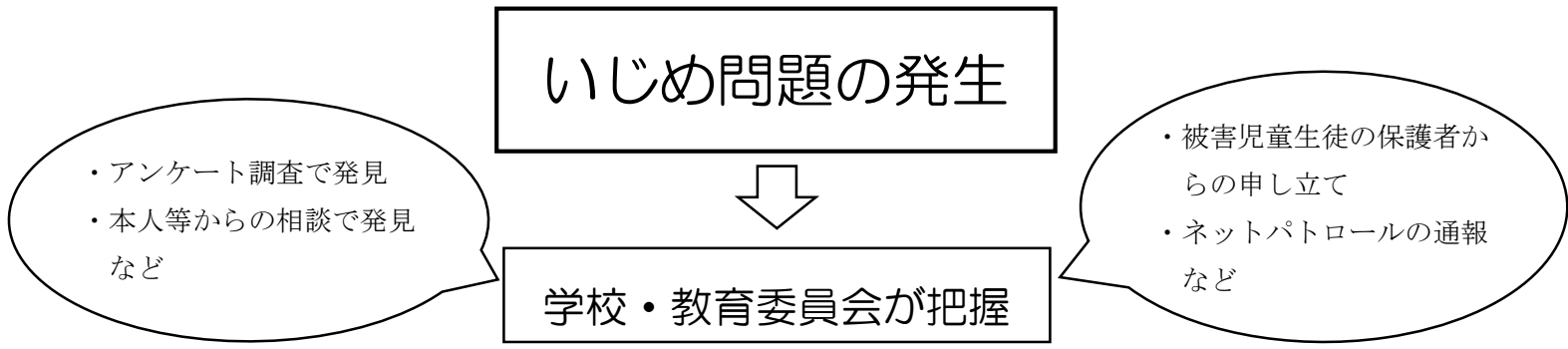
町長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告します。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保します。

## 第4章 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

町は、「町基本方針」の策定後においても、国や北海道の施策や状況を勘案して、「町基本方針」の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとします。

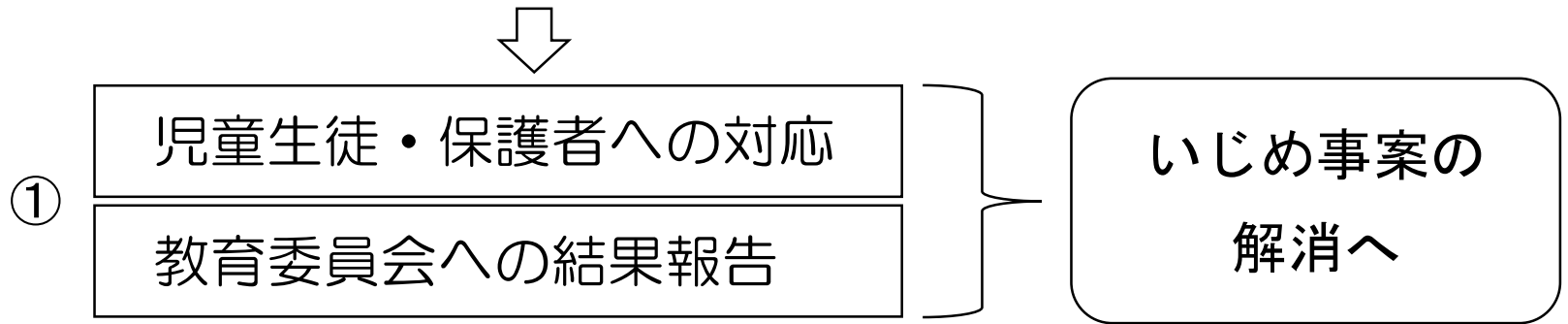
また、教育委員会は、「学校基本方針」について、策定状況を確認し、いじめの防止等のための取組に対して必要な指導や支援に努めます。

# いじめ事案発生時の対応（フロー図）

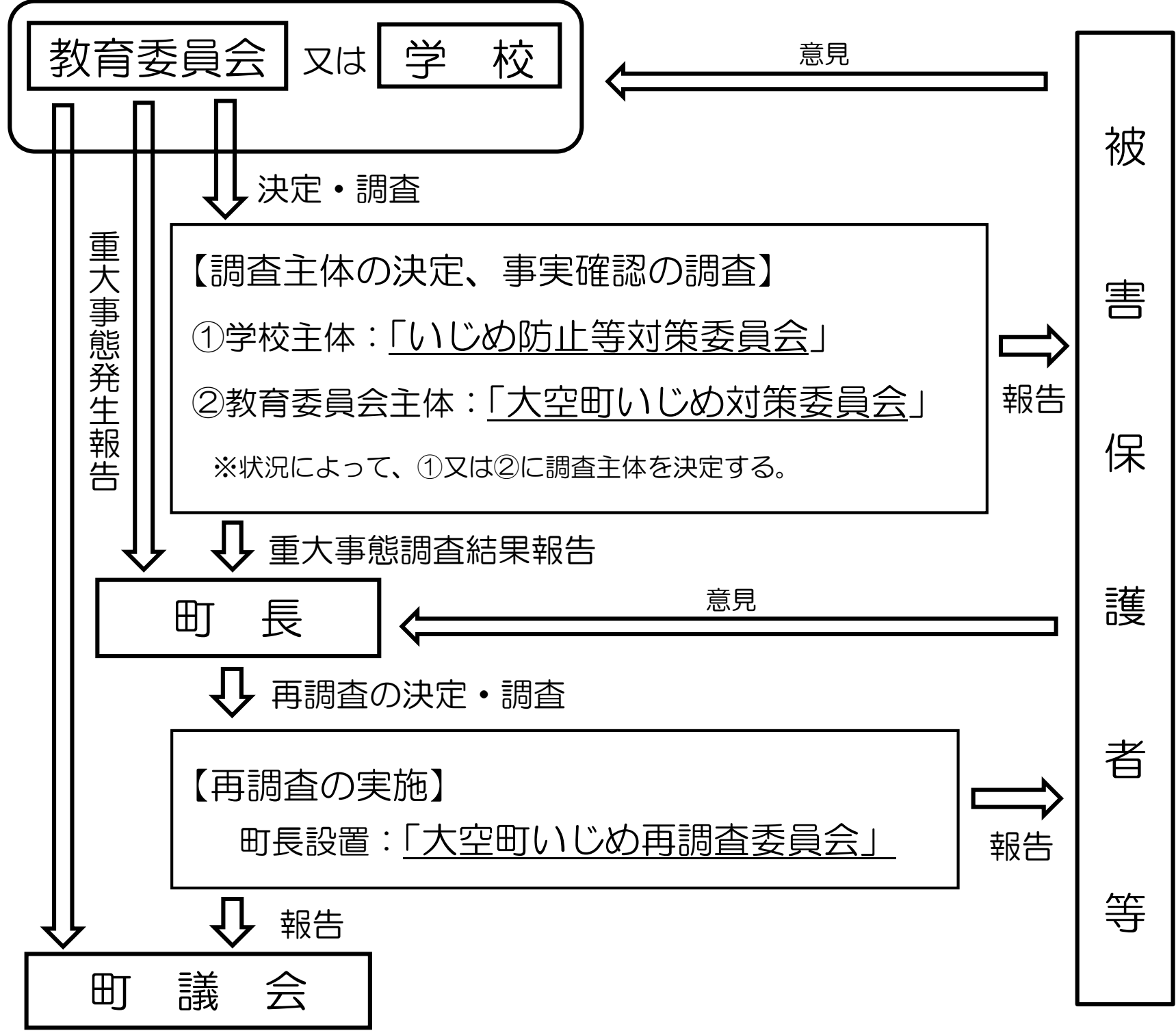


各学校：①事実確認 ②いじめ事案の認知 ③教育委員会への速報

【調査実施】「いじめ防止等対策委員会」



② 重大事態を把握した場合



事後対応と継続指導・再発防止の取組